

公職選挙法における地方公共団体の首長に係る被選挙権の制限・立候補の制限

条 項	内 容
第10条 (被選挙権)	<p>○ 次の者が、それぞれ被選挙権を有する。</p> <p>① 都道府県知事については年齢満30年以上の者</p> <p>② 市町村長については年齢満25年以上の者</p>
第11条 (選挙権及び被選挙権を有しない者) 第11条の2 (被選挙権を有しない者)	<p>○ 次の者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>① 成年被後見人</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)</p> <p>③ 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられた者(実刑期間及びその後の5年間又は執行猶予期間) 【被選挙権については、5年間→10年間】 ※収賄罪等 ・刑法第197条(収賄、受託収賄及び事前収賄) 第197条の2(第三者供賄) 第197条の3(加重収賄及び事後収賄) 第197条の4(あっせん収賄) ・あっせん利得処罰法第1条(公職者あっせん利得)</p> <p>④ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者</p> <p>⑤ 一定の選挙犯罪により刑に処せられた者(第252条)</p>
第86条の8 (被選挙権のない者等の立候補の禁止)	<p>○ 次の者は、公職の候補者となることはできない。</p> <p>① 第11条、第11条の2又は第252条の規定により被選挙権を有しない者</p> <p>② 政治資金規正法第28条の規定により被選挙権を有しない者</p> <p>③ 第251条の2又は第251条の3の規定により立候補制限が課せられた者</p>

条 項	内 容
<p>第87条 (重複立候補等の禁止)</p>	<p>○ 一の選挙において公職の候補者となった者は、同時に、他の選挙における公職の候補者となることができない。</p>
<p>第88条 (選挙事務関係者の立候補制限)</p>	<p>○ 次の者は、在職中、その関係区域内において、当該選挙の公職の候補者となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投票管理者 ② 開票管理者 ③ 選挙長及び選挙分会長 <p>※公職の候補者として届出のあった者が上記の選挙事務関係者となった場合には、当該立候補の届出は取り下げられたものとみなされる。(第91条)</p>
<p>第89条 (公務員の立候補制限)</p>	<p>○ 国・地方公共団体の公務員、特定独立行政法人・特定地方独立行政法人・日本郵政公社の役職員は、在職中、公職の候補者となることができない。(一定の職を除く。)</p> <p>※上記の公務員が公職の候補者となった場合には、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなされる。(第90条) ※公職の候補者として届出のあった者が上記の公務員となった場合には、当該立候補の届出は取り下げられたものとみなされる。(第91条)</p>
<p>第251条の2 (総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)</p> <p>第251条の3 (組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止)</p>	<p>○ 次の者が連座対象犯罪を犯し刑に処せられたとき(④⑤⑥については、禁錮以上の刑に処せられたとき)は、当選無効に加え、5年間、同一選挙で同一選挙区の候補者となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総括主宰者 ② 出納責任者 ③ 地域主宰者 ④ 親族(父母、配偶者、子又は兄弟姉妹) ⑤ 秘書 ⑥ 組織的選挙運動管理者等 <p>※連座対象犯罪 第221条(買収及び利害誘導罪) 第222条(多数人買収及び多数人利害誘導罪) 第223条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪) 第223条の2(新聞紙、雑誌の不法利用罪) 第247条(選挙費用の法定額違反)【②に限る】</p>

条 項	内 容												
<p>第252条 (選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)</p>	<p>○ 一定の選挙犯罪により刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <table border="1" data-bbox="622 379 2024 746"> <tr> <td data-bbox="622 384 1279 528"> <p>一定の選挙犯罪(※)により罰金刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3、第253条を除く。)</p> </td> <td data-bbox="1285 384 1440 528"> <p>実 刑 ----- 執行猶予</p> </td> <td data-bbox="1447 384 1653 528"> <p>5年間 ----- 執行猶予期間</p> </td> <td data-bbox="1659 384 2024 528"> <p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可(買収罪等(第221条～第223条の2)により刑に処せられた者については、停止期間短縮の宣告のみ可)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 533 1279 676"> <p>一定の選挙犯罪(※)により禁錮以上の刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第253条を除く。)</p> </td> <td data-bbox="1285 533 1440 676"> <p>実 刑 ----- 執行猶予</p> </td> <td data-bbox="1447 533 1653 676"> <p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p> </td> <td data-bbox="1659 533 2024 676"> <p>停止期間短縮の宣告可(不停止の宣告は不可)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="622 681 1440 742"> <p>買収罪等により刑に処せられた者でさらに買収罪等で刑に処せられた者(累犯者)</p> </td> <td data-bbox="1447 681 1653 742"> <p>上記の「5年間」 →「10年間」</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>一定の選挙犯罪(※)により罰金刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3、第253条を除く。)</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可(買収罪等(第221条～第223条の2)により刑に処せられた者については、停止期間短縮の宣告のみ可)</p>	<p>一定の選挙犯罪(※)により禁錮以上の刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第253条を除く。)</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>停止期間短縮の宣告可(不停止の宣告は不可)</p>	<p>買収罪等により刑に処せられた者でさらに買収罪等で刑に処せられた者(累犯者)</p>		<p>上記の「5年間」 →「10年間」</p>	
<p>一定の選挙犯罪(※)により罰金刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3、第253条を除く。)</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可(買収罪等(第221条～第223条の2)により刑に処せられた者については、停止期間短縮の宣告のみ可)</p>										
<p>一定の選挙犯罪(※)により禁錮以上の刑に処せられた者 ※公職選挙法第16章に掲げる罪(第253条を除く。)</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>停止期間短縮の宣告可(不停止の宣告は不可)</p>										
<p>買収罪等により刑に処せられた者でさらに買収罪等で刑に処せられた者(累犯者)</p>		<p>上記の「5年間」 →「10年間」</p>											
<p>政治資金規正法第28条</p>	<p>○ 政治資金規正法違反の罪により刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <table border="1" data-bbox="622 906 1608 1230"> <tr> <td data-bbox="622 911 741 1066"> <p>罰金刑</p> </td> <td data-bbox="748 911 880 1066"> <p>実 刑 ----- 執行猶予</p> </td> <td data-bbox="887 911 1256 1066"> <p>5年間 ----- 執行猶予期間</p> </td> <td data-bbox="1263 911 1608 1066"> <p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1070 741 1225"> <p>禁錮刑</p> </td> <td data-bbox="748 1070 880 1225"> <p>実 刑 ----- 執行猶予</p> </td> <td data-bbox="887 1070 1256 1225"> <p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p> </td> <td data-bbox="1263 1070 1608 1225"> <p>停止期間短縮の宣告可 (不停止の宣告は不可)</p> </td> </tr> </table>	<p>罰金刑</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可</p>	<p>禁錮刑</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>停止期間短縮の宣告可 (不停止の宣告は不可)</p>				
<p>罰金刑</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>不停止の宣告又は停止期間短縮の宣告は可</p>										
<p>禁錮刑</p>	<p>実 刑 ----- 執行猶予</p>	<p>実刑期間及びその後の5年間 ----- 執行猶予期間</p>	<p>停止期間短縮の宣告可 (不停止の宣告は不可)</p>										